令和８年（フ）第１３９号
千葉県香取郡多古町西古内380番地１
債務者　橋本　香菜（旧姓池田）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１６６号
千葉県東金市東上宿24番地13　プリムローズ202
債務者　馬場　瑞稀
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１３２６号
横浜市旭区本村町91番地９　Ｇ・Ａヒルズ二俣川Ⅱ　203
債務者　内藤　裕介
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２８号
横浜市栄区犬山町21番８号
債務者　荒木　陽子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９７６号
横浜市旭区本村町56番地14　ドミール二俣川201
債務者　古大工佐智絵
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５９号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目38番９号
債務者　堤　　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９４号
横浜市保土ケ谷区西谷２丁目35番１号　ヒルサイドテラス西谷１Ｆ
債務者　吾妻　　瞳（旧姓澤）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２０２号
神奈川県綾瀬市綾西４丁目７番５号
債務者　玉井　鮎美（旧姓山口）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０号
愛知県岩倉市下本町下寺廻114番地２　タウニィ117Ｂ棟205号
債務者　佐藤富貴子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第３３号
京都府福知山市字上紺屋45番地
債務者　田中　勝義
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第４４号
京都府福知山市広峯町112番地　府営広峯団地１棟401号
債務者　志賀　繁雄
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第７３８号
大阪府富田林市寿町三丁目２番11―306号
債務者　内田いづみ（旧姓大丸）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７９４号
堺市美原区さつき野東２丁目５番地12
債務者　中林　　薫
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２２号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目４番26号　オークエミカ高鷲　103号
債務者　吉川　　清
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４５号
堺市北区中百舌鳥町６丁833番地　ニューコート小林３Ａ
債務者　城戸　礼音
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９１号
堺市中区新家町693番地１　フジタビル303号
債務者　上原由起子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９０１号
大阪府松原市天美南６丁目６番９―201号
債務者　咲真技建こと　田中　祥太
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１３号
堺市南区庭代台１丁23番９―108号
債務者　染川　佳子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係